

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休息日であるとき)
当たらない

目次

◇規 則 職員の職務発明等に関する規則

規 則

職員の職務発明等に関する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十号

職員の職務発明等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、試験研究機関において試験研究に従事する職員（以下「職員」という。）がした職務発明等に関し必要な事項を定めること

を目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「勤務発明」とは、職員がその勤務に関連してした発明をいう。

2 この規則において「職務発明」とは、勤務発明であつて、その内容が当該勤務発明をした職員が所属し、又は所属していた試験研究機関の所掌する業務の範囲に属し、かつ、その勤務発明をするに至つた行為が当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。

3 この規則において「試験研究機関」とは、別表に掲げる県の機関をいう。

(権利の承継)

第三条 県は、職務発明について、この規則の定めるところにより、特許を受ける権利又は特許権を承継することができる。

(勤務発明の届出)

第四条 職員は、勤務発明をしたときは、直ちに、勤務発明届（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、その所属する試験研究機関の長（以下「所属長」という。）を経由して、知事に提出しなければならない。

一 勤務発明をするに至つた経過を詳細に記載した書類

二 勤務発明の内容を詳細に記載した書類

2 所属長は、前項の規定による届出があつたときは、その勤務発明届に、当該勤務発明が職務発明であるかどうか及び職務発明であると認めるときはその権利を県が承継すべきであるかどうかについて記載した意見書を添えて、知事に提出しなければならない。

(職務発明の認定等)

第五条 知事は、前条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る勤務発明が職務発明であるかどうかを認定し、職務発明であると認定したときは、当該職務発明について県が特許を受ける権利又は特許権を承継するかどうかを決定しなければならない。

2 知事は、前項の規定による認定又は決定をしたときは、速やかに、当該勤務発明の届出をした職員に対し、所属長を経由して、その旨を文書で通知しなければならない。

(特許出願の制限)

第六条 職員は、知事が前条第一項の規定により職務発明でないと認定し、又は職務発明について県が特許を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ、当該勤務発明に係る特許出願をしてはならない。ただし、特許出願をする緊急の必要があるときは、この限りでない。

2 職員は、前項ただし書の規定により特許出願をしたときは、直ちに、勤務発明特許出願届(様式第二号)に当該特許出願に係る書類の写しを添えて、所属長を経由して知事に提出しなければならない。

(第三者に対する権利譲渡等の制限)

第七条 職員は、知事が第五条第一項の規定により職務発明でないと認定し、又は職務発明について県が特許を受ける権利若しくは特許権を承継しないと決定した後でなければ、当該特許を受ける権利若しくは特許権を第三者に譲渡し、又は第三者のために当該特許権について専用実施権を設定してはならない。

(特許を受ける権利又は特許権の譲渡の義務等)

第八条 職員は、知事が第五条第一項の規定により職務発明について県が特許を受ける権利又は特許権を承継すると決定したときは、当該特許を

受ける権利又は特許権を県に譲渡しなければならない。

2 知事は、前項の規定により県が特許を受ける権利又は特許権の譲渡を受けたときは、直ちに、これに基づく特許出願若しくは特許を受ける権利の承継の届出又は特許権の移転の登録をしなければならない。

(補償金)

第九条 知事は、県が職務発明に係る特許を受ける権利を承継し、これに基づき特許を受けたとき、又は職務発明に係る特許権を承継したときは、当該職務発明をした職員に対し、権利一件につき三千円の補償金を支払わなければならない。

第十条 知事は、県が職務発明に係る特許権の運用又は処分により収入を得たときは、当該職務発明をした職員に対し、毎年一月一日から十二月三十一日までの間の収入の合計額を次の各号に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に当該各号に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額の補償金を翌年五月三十一日までに支払わなければならない。

- 一 三十万円以下の金額 百分の三十
- 二 三十万円を超え五十万円以下の金額 百分の二十
- 三 五十万円を超え百万円以下の金額 百分の十
- 四 百万円を超える金額 百分の五

2 前項の規定による補償金の支払額は、当該職務発明をした職員一人につき年額百万円を限度とする。

第十一条 前二条の規定による補償金は、当該補償金の支払を受ける権利を有する職員が二人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払う。

(退職等の場合における補償)

第十二条 第九条及び第十条の規定による補償金の支払を受ける権利は、

当該権利を有する職員が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する職員が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

(出願費用等の支払)

第十三条 知事は、県が職務発明に係る特許を受ける権利又は特許権を承継した場合において、当該職務発明をした職員が既に出願手数料、特許料等直接特許出願に要する費用を支出しているときは、当該職員の出出によりその費用を支払わなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による費用の支払を受ける権利について準用する。

(職務発明審査会)

第十四条 次に掲げる事項を審査するため、職務発明審査会(以下「審査会」という。)を置く。

一 第五条第一項(第十八条において準用する場合を含む。)の規定による認定及び決定に関すること。

二 第十六条第二項(第十八条において準用する場合を含む。)の規定による決定に関すること。

2 審査会は、その審査のため必要があると認めるときは、関係職員に対し、その出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

第十五条 審査会は、会長及び委員若干人をもつて組織する。

2 会長は、総務部長をもつて充てる。

3 委員は、人事課長、職員厚生課長、財政課長、商工指導課長、衛生研究所長、食品加工研究所長、果樹試験場長その他関係の機関の長で別に定めるものをもつて充てる。

4 会長は、会務を総括する。

5 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

6 審査会の庶務は、総務部職員厚生課において処理する。

(不服の申出)

第十六条 職員は、その勤務発明に係る第五条第一項の規定による認定又は決定に対して不服があるときは、同条第二項の規定による通知を受けた日から三十日以内に、知事に対し不服の申出をすることができる。

2 知事は、前項の規定による不服の申出があつたときは、遅滞なく、その申出に係る事項について決定し、その結果を申出人に対し通知しなければならない。

(秘密の保持)

第十七条 勤務発明をした職員及び所属長並びに審査会の関係者は、当該勤務発明の内容その他勤務発明をした職員及び県の利害に係る事項について、必要な期間、その秘密を守らなければならない。

(実用新案及び意匠に関する準用規定)

第十八条 第二条から前条までの規定は、職員がその勤務に関連してした考案及び意匠について準用する。この場合において、第九条第一項中「三千円」とあるのは、「千五百円」と読み替えるものとする。

(雑則)

第十九条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則は、勤務発明又は職員がその勤務に関連してした考案若しくは意匠で、この規則施行の際現に、特許権、実用新案権若しくは意匠権

の設定の登録がされているもの又は特許出願、実用新案登録出願若しくは意匠登録出願中のものについては、適用しない。

別表(第二条関係)

- 一 衛生研究所
- 二 工業試験場
- 三 食品加工研究所
- 四 農業試験場
- 五 果樹試験場
- 六 野菜試験場
- 七 畜産試験場
- 八 中小家畜試験場
- 九 蚕業試験場
- 十 林業試験場
- 十一 水産試験場

様式第一号(第四条関係)

勤 務 発 明 届
鳥取県知事 殿

次のとおり勤務発明をしたので、職員の職務発明等に関する規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

届出者 所属試験研究機関名
職 氏 名 印

(おりがたな) 勤務発明の名称		
勤務発明の概要		
住所	氏名	
共同発明者	(生年月日)	()
職 業		()
持分の表示		
県の特許承継についての希望		
備 考		

- 注
- 1 職員の共同による勤務発明の場合には、連名で届出をすること。
 - 2 勤務発明の概要は、その勤務発明の内容を簡潔に記載すること。
 - 3 共同発明者欄は、職員以外の者との共同による勤務発明である場合に記載すること。
 - 4 持分の表示欄は、職員又は職員以外の者との共同による勤務発明である場合に記載すること。

様式第二号 (第六条関係)

勤務発明特許出願届

鳥取県知事 殿

次の勤務発明について特許出願をしたので、職員の職務発明等に関する規則第6条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

届出者 所属試験研究機関名

職 氏 名

印

(ふりがな) 勤務発明の名称		
特許出願年月日		
出 願 代 理 人	住 所	
氏 名		
特許出願をした理由		

注 この届をするときは、勤務発明届を併せて提出すること。